

成年後見制度活用と 同制度が地域で果たす役割

県認知症対策・地域ケア推進課 主任主事 恵濃 明日希
紫藤社会福祉士事務所認定社会福祉士 紫藤 千子

成年後見制度とは

判断能力が不十分な人の生活、療養介護及び財産管理に関する事務を本人とともに本人の支援者である成年後見人等が「代理」で行うことによって、本人の意思や自己決定を尊重しながら本人を保護するための法律上の制度である

キーワード: 判断能力

判断能力に応じてどの制度を利用するか。

判断能力を、どのように判断するか。

成年後見制度を利用するときは

- ・熊本家庭裁判所後見ガイド 診断書 診断書附票
- 医師による判断
- ・制度の利用を考えたら成年後見制度用の診断書をとる
- 本人情報シート作成

どのタイミングで利用を考えるか

何かに困ってしまってから使う制度ではない。

ご本人が自ら考えられるときから利用する制度

・・・自己決定の尊重

任意後見 補助 保佐から・・・メリット

自分の意思を尊重される・・・メリット

早い段階から考えていくと、権利擁護のためのどの制度から
利用するか考えられる

時間的な余裕・・・制度の説明をしやすい

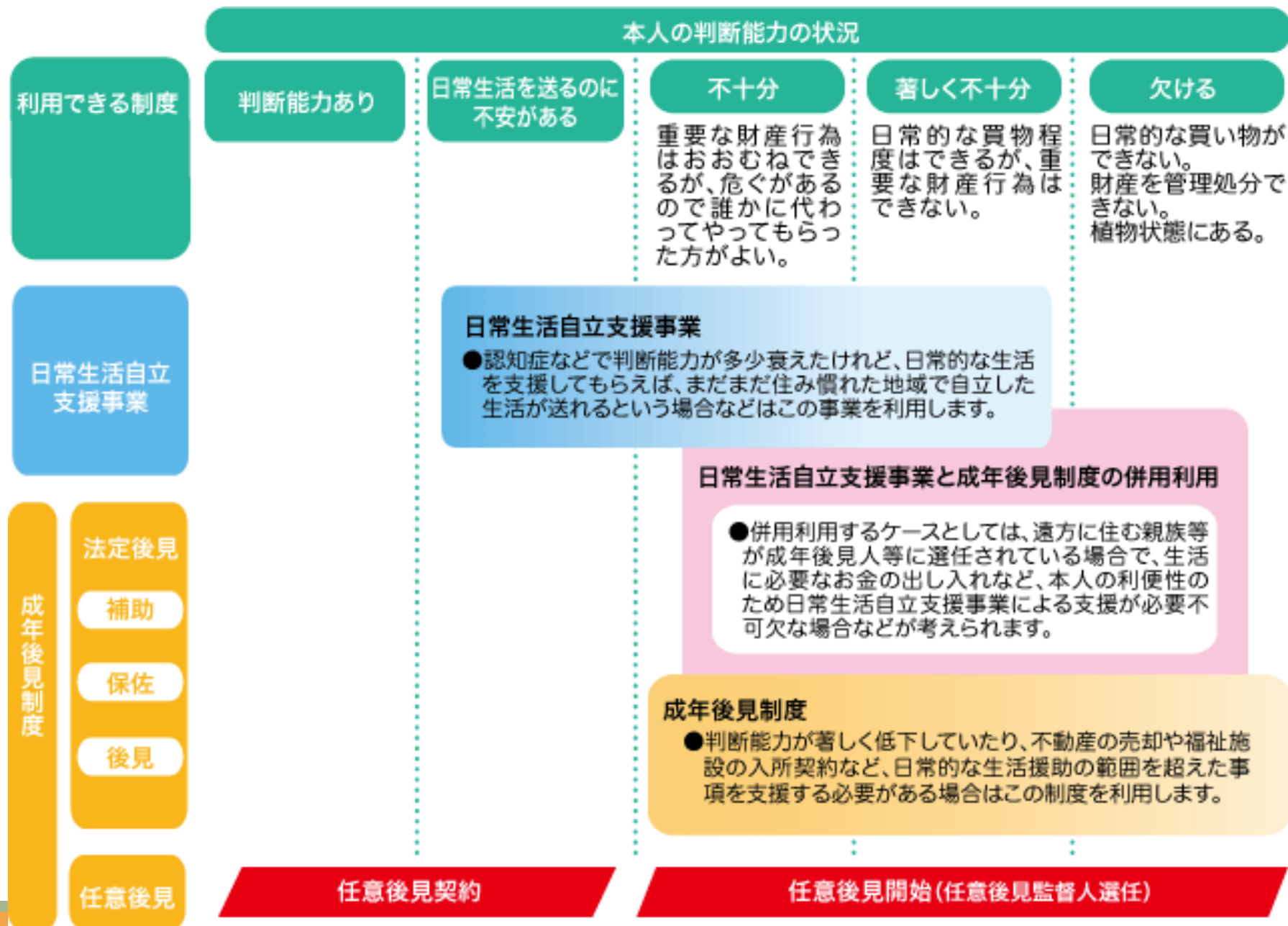
・判断能力に応じた制度の説明を考える

例) 判断能力がある: 任意後見制度、法定後見制度
日常生活自立支援事業

判断能力不十分: 日常生活自立支援事業、補助、保佐

制度の説明も、比較しながらできると本人にとって選
択肢が広がる

本人がどの制度を使うか考えることができるタイミング



制度利用を考えたらどこに相談するか

- ・家庭裁判所 ・公証役場
- ・地域包括支援センター ・中核機関 ・後見センター
- ・相談支援事業所
- ・高齢福祉課など ・障害福祉課など
- ・弁護士、司法書士

医療、福祉の専門職からの相談

地域住民からの相談

どこに相談したらスムーズに進むか

法定後見制度の申し立て

(資料5) 申立人と本人との関係別件数
 (家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合) 一部抜粋

管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
広 島	855	221	25.8%
山 口	426	108	25.4%
岡 山	891	320	35.9%
鳥 取	218	67	30.7%
松 江	225	81	36.0%
福 岡	1,558	243	15.6%
佐 賀	246	49	19.9%
長 崎	384	47	12.2%
大 分	311	58	18.6%
熊 本	549	225	41.0%
鹿 児 島	457	101	22.1%
宮 崎	445	146	32.8%

成年後見関係事件の概況
 令和4年最高裁

費用について

- ・法定後見申立費用

戸籍や切手、印紙代など 約2～3万円

鑑定費用 5～7万円

令和4年度鑑定は申立て件数の 約4.9%

- ・後見人等の報酬

受任一年後に、財産管理や身上保護事務を報告し

家庭裁判所が報酬を判断する

- ・任意後見報酬は契約で決める

成年後見制度利用支援事業

市町村は、申立費用の補助や後見人等の報酬助成ができる

各市町村は要綱で定めている。

利用範囲を拡大している

成年後見制度利用支援事業は、介護保険の地域支援事業の任意事業である。障害者総合支援法の地域生活支援事業の事業である。

法定後見利用申立の流れ

家庭裁判所への申立 書類の準備、診断書等



調査・鑑定・・鑑定は必要に応じて行なわれる



審理・・家裁による面接など
判断能力の確認



審判



異議申し立て期間14日間→審判確定
⇒後見等の仕事開始

この期間約1～6ヶ月

診断書・鑑定書 ～医師との連携～

制度の利用を考え始めたら主治医にも相談しましょう。

医師も準備と情報が必要

成年後見制度用診断書・附票

かかりつけ医との連携

主治医に情報提供を行う、本人情報シート

熊本家庭裁判所、後見ガイドで検索

→後見制度利用に関する様々な書式が確認できる。ダウンロードもできる。

後見人等が選任されたとき

・後見人等の動き

関係機関等のSWなどのこれまで関わってきた方に連絡を取る。

情報を聞く、本人と面会をする。本人と話をする

今後の財産管理、身上保護の計画をたてる

・関係者の動き

後見人等と連絡を取る。情報提供

登記事項証明書の確認（類型や個人により後見事務の内容が異なるので、よく確認する）

契約、預かっていたものを引き継ぐ

後見人等の確認

この人は本当に後見人かな？

利用者の代理人として契約していい人かな？

確認してください！

後見人は登記されます

登記事項証明書(資料)で確認してください。

補助、保佐、後見類型や個別にできることが異なる。

後見人等との日常的な連携

- ・面会時に、日常的な生活の様子を教えて欲しい
- ・何か変化があったときに電話で連絡して欲しい
- ・第三者後見人は仕事をしている人がほとんどです。すぐに電話に出られないこともあります。折り返します。
- ・ご本人のために医療や福祉サービスについての情報を教えて欲しい。
- ・ケース会議への参加。声掛けして欲しい

後見人も、皆さんと一緒に
ご本人を支援するチームの一員です

任意後見制度

任意後見制度の利用状況に関する調査について

成年後見制度利用促進専門家会議第4回中間検証

ワーキンググループ

～法務省における制度の周知、不正防止の取り組みの

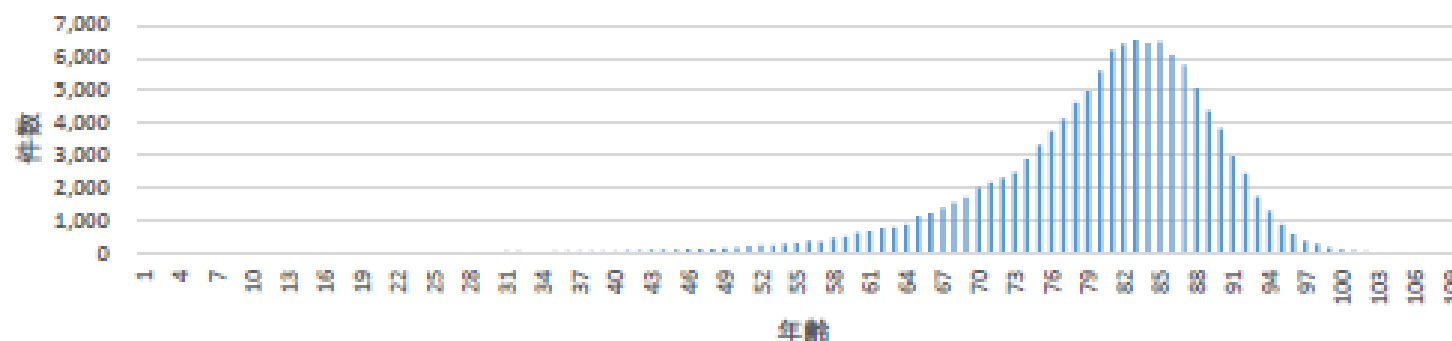
現状等(資料4)を抜粋～

(3) 任意後見制度の利用状況に関する調査結果

任意後見契約締結時の本人の年齢

- ・ 令和元年7月29日時点の、登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約(約12万件)について、任意後見契約締結時の本人の年齢を調査。
- ・ 平均年齢約80歳。

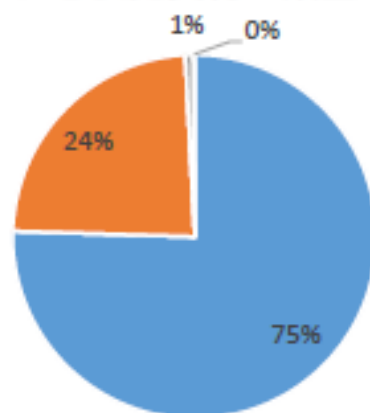
任意後見契約締結時の本人の年齢



任意後見契約の類型

- ・ 平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、その類型を調査。

任意後見契約の類型



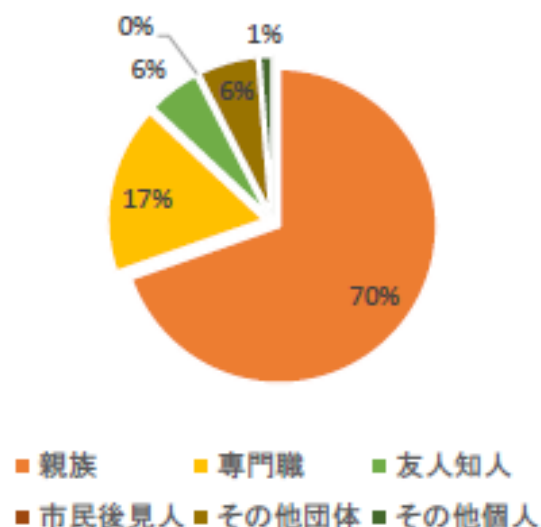
■ 移行型 ■ 将来型 ■ 即効型 ■ その他

- ・ 最も多いのが移行型の契約であり、全体の約4分の3。
- ・ それ以外の契約のほとんど(全体の約4分の1)は、将来型の契約。

任意後見受任者の属性

・平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、任意後見受任者の属性について調査。

任意後見受任者の属性



・任意後見受任者の属性として最も多いのは、本人の親族であり、全体の約7割。
・次に多いのが専門職者であり、全体の2割弱。

後見制度の動き

成年後見制の利用の促進に関する法律

平成28年度制定、同年5月13日施行

第一期基本計画

- ① メリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワーク作り
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

①から考えると、自己決定による任意後見の利用促進が重要であるとされた

成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

○地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。

○成年後見制度利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。

以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

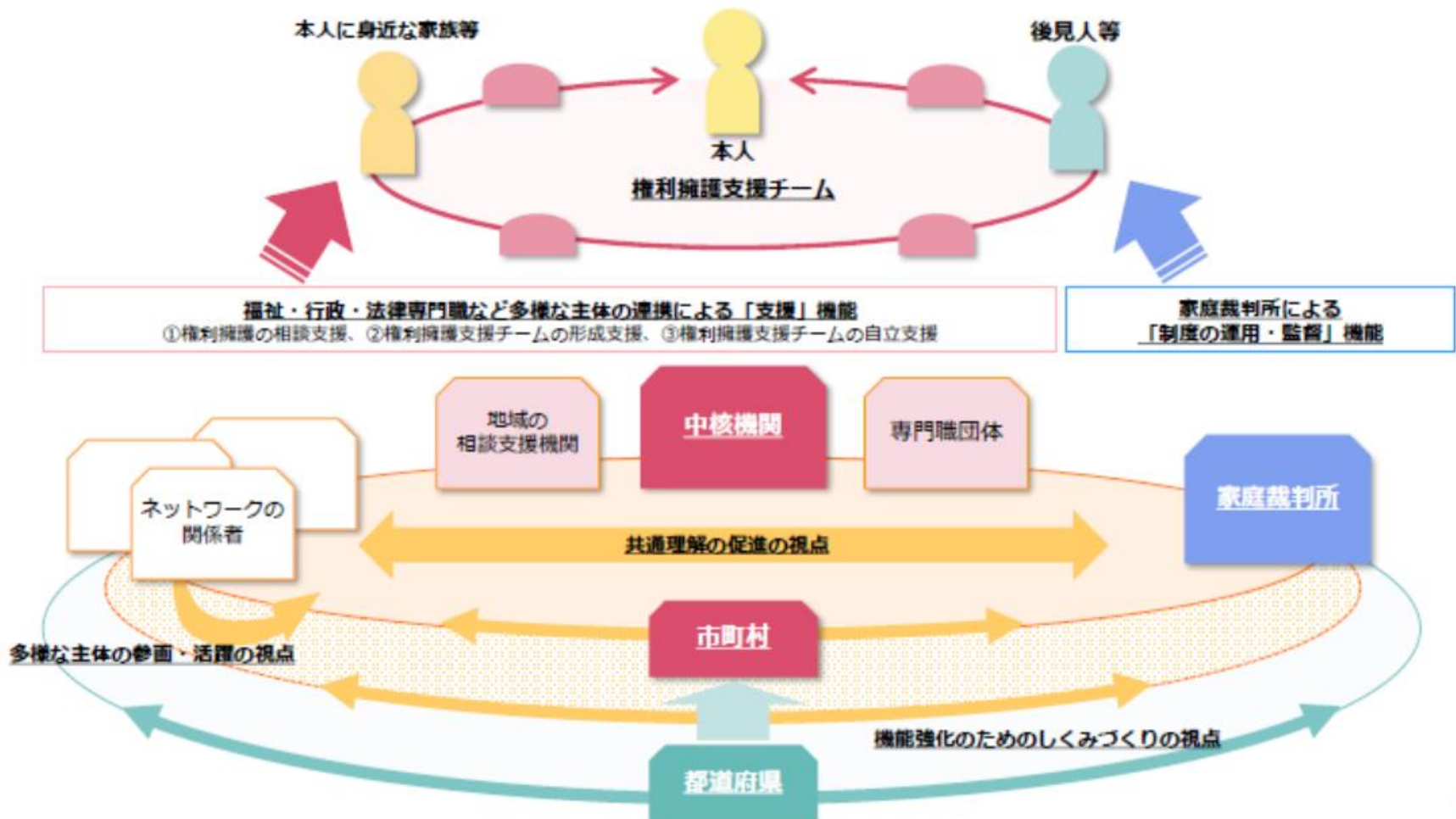
①本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。

②成年後見制度を利用する本人にとっての必要性や、成年後見制度以外に権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること。

③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。

○福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク



第二期成年後見制度利用促進基本計画

4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要
市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

アンケートから

- ・後見人と被後見人との関係がうまくいかない時どう対応するのか。
後見人の交代
- ・金銭的に余裕がない、厳しい状況の方の申し立てをどうするか
市町村長申し立て ⇒ 成年後見制度利用支援事業の利用
申し立て費用と後見人の報酬等を助成してもらう

成年後見制度の制度改正が考えられている

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関係する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

小泉法相は13日午前の閣議後記者会見で、認知症の人らの財産管理などを行う「成年後見制度」の見直しに向けた民法改正について、15日に開く法制審議会（法相の諮問機関）に諮問すると発表した。制度を一度利用すると原則やめられない現行制度を見直し、必要性に応じた利用期間の設定や後見人らの柔軟な交代を可能とする仕組み作りなどが論点となる見通しだ。

一般的に制度利用後は利用者が亡くなるまで続き、遺産分割などの問題が解決しても、判断能力が回復しない限り後見人らを解任できない。弁護士ら専門職が務めることの多い後見人の場合、月数万円が相場とされる報酬も支払い続ける必要がある。

このため、問題が解決するなどして支援を受ける必要がなくなれば、いったん終了させる仕組みなどを検討する。利用者のニーズに対応できるよう後見人らを交代しやすくし、社会福祉士などに交代可能とする案も出ている。利用者の自己決定権が必要以上に制限されないよう同意要件や代理権の範囲も課題となるとみられる。後見人らの報酬のあり方も議論になる見込みだ。

最高裁判所によると、成年後見制度利用者は2022年末時点で約24万5000人。認知症の高齢者が約600万人と推計される中で利用の低調さが際立っており、使いやすい制度とすることで利用拡大を図る。

権利擁護のための地域づくり

自分たちの地域を育てていく

- ・すべての住民の権利擁護のため
 - ・権利擁護のための制度の担い手育成
- 市民後見人養成
- 職能団体との連携
- 医療、福祉、行政、地域の連携
- 二期計画のモデル事業

自分たちの地域は、自分たちで考えて作っていく

まとめ

- ・自分たちの地域の権利擁護を形作ると考え
それぞれの機関、個人ができることは何か考える。
地域福祉の考えである。